

幼稚園の保育内容における

自由遊びの変遷（III）

西本脩



第四期（充実期）の幼稚園における自由遊び

昭和二十年（一九四五年）八月十五日、わが国は遂に連合軍に無条件降伏をし、アメリカ・ソ連・イギリス・中国など、連合国の代表が集まつて決めたポツダム宣言を受諾することになった。

これに伴つて、連合軍の総司令官マッカーサー元帥に率いられた軍隊が日本本土に進駐してきた。そして、軍国主義の排除・戦争犯人の処罰・連合国による占領・領土の制限・日本の徹底的民主化など、ボツダム宣言で決められた降伏条件をどしどし実行し、た。戦争を推進した人々は、軍人も政治家も役人も資本家も、あるいは学者も、すべて公職から追放され、おも立つた人は戦争犯

罪人としてさばかれた。今まで国民をおびやかしていた言論や政治活動を取り締まる法律もすべて取り除かれ、言論・集会・結社が自由になり、国民の基本的人権を尊重する建て前が打ち出されてきた。こうして、わが国は連合国の監視のもとで、民主国家の建設を進めていった。

昭和二十一年（一九四六年）十一月三日、民主主義に基づいた新憲法が公布された。これによつて、国民が政治の主権を持ち、その意見を代表して政治を行う国会が、国の最高機関として認められることになった。また、軍備を持たず戦争をせず、男女が平等であることなどを明らかにした。そして、婦人にも初めて選挙権が与えられた。

経済の面でも、大資本家が資本を独占して、国の經濟を左右するような力を持つことを取り除くようにした。農村でも、地主がたくさんの土地を持つて小作人に耕作させていたのをやめさせ、働く農民は皆自分の土地を耕すことができるようになつた。労働組合もどんどん作られ、団結やストライキの権利も認められた。

教育のうえでも、昭和二十一年三月、連合軍總司令部の要請で来日したアメリカ教育使節団の勧告をもとに、昭和二十二年（一

九四七年）三月には「教育基本法」や「学校教育法」がつくられ、六・三・三・四制の新学校制度と、満六歳から十五歳までの義務教育の延長が行われ、男女共学も実施されるようになった。

また、中央集権的、官僚的であった教育行政を改め、教育行政の民主化、その地方分権、その一般行政からの独立の確保をもとにした教育委員会などを設けたりした。

このような教育改革は幼稚園教育についても行われ、幼稚園は新しい「学校教育法」により、学校の一種として、すなわち正規

の学校教育の系統の出発点として、はつきりした位置を認められることになった。そして、幼稚園は從来考えられていたような家庭教育の単なる補助機関ではなく、小学校入学前の幼児期に対する、それ自身としての独自の役割と使命をもつた教育機関である

ことを明確にするために、從来の「幼稚園令」第一条にあった

「幼稚園ハ幼児ヲ保育シテ其ノ心身ヲ健全ニ發達セシメ善良ナル

性情ヲ涵養シ家庭教育ヲ補フヲ以テ目的トス」の「家庭教育ヲ補フ」という字句が除かれ、「学校教育法」第七十七条では、「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。」と幼稚園教育の目的を規定し、この

一般的的な目的を実現するための目標として、同法第七十八条では次の五項目を示している。

一、健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養

い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二、園内において集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する

態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。

三、身辺の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生

えを養うこと。

四、言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を

養うこと。

五、音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

「保育要領」における自由遊び

「学校教育法」および「学校教育法施行規則」の制定によって、

幼稚園教育の目的および目標が示されるとともに、これらを達成するため「幼稚園の保育内容に関する事項は、前二条の規定に従い、監督庁が、これを定める。」（学校教育法第七十九条）こと、および「保育日数及び保育時数は、保育要領の基準により、園長が、これを定める。」（学校教育法施行規則第七十六条）こととされた。これらの規定に基づいて、幼稚園の保育内容の基準が、昭和二十三年（一九四八年）二月に、「保育要領——幼兒教育の手びき——」（文部省試案）として定められた。

「保育要領」では、幼兒の保育内容を「楽しい幼兒の経験」として、「見学、リズム、休息、自由遊び、音楽、お話、絵画、製作、自然観察、ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、健康保育、年中行事」の十二項目をあげている。ここでは、従来の「保育項目」と比べて、幼稚園における幼兒の経験の範囲を拡大し、「見学」や「健康保育」という新しい分野を設け、「自由遊び」「休息」「ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居」「年中行事」などを独立した保育内容にしたりして、幼兒の全生活にわたる計画的な指導をねらうようになつた。

また「幼稚園における幼兒の生活は自由な遊びを中心とするから、一日を特定の作業や活動の時間に細かく分けて日課を決めることは望ましくない。一日を自由に過ごして、思うままに楽しく

活動できることが望ましい。……幼稚園の毎日の日課はわくの中にはめるべきでなく、幼兒の生活に応じて日課を作るようにならるべきである。」と述べて、「子供たちの自發的な意志にもとづいて、自由にいろいろな道具やおもちゃを使って生き生きと遊ばれる」自由遊びを、幼稚園の一日の保育の中で重視している。そして、「そこでは（自由遊びでは）活はつな遊びのうちに、自然にいろいろの経験が積まれ、話し合いによって観察も深められ、くふうや創造が営まれる。また自分の意志によって好きな遊びを選択し、自分で責任を持って行動することを学ぶ。子供どうしの自由な結合からは、友愛と協力が生まれる。」と、自由遊びの教育的意義を評価している。

また「幼兒を一室に集め、一律に同じことをさせるより、なるべくおのおの幼兒の興味や能力に応じて、自らの選択に任せて自由に遊ぶようにしたいものである。興味のないことがらを教師が強制することは好ましくない。自己表現・自発活動を重んじ、草花の栽培・動物の飼育やそぞじの手伝い等を楽しむ習慣をつけなければならぬ。」として、自由保育の指導形態を勧めている。

そして、幼兒がこのように楽しい自由な活動をするために、幼稚園では「幼兒が思う存分全身を動かして愉快に遊び、のびのびした精神と身体を養成することができるよう、十分な設備を整え

ておく必要」があり、教師は、幼児の自由な活動の間に「幼児のひとりひとりに注意を向けて、必要な示唆を与え、個々に適切な指導をし、身体的にも、知的、感情的にも、社会的にも、適當な発達をはからなければならない。」としている。

旧「幼稚園教育要領」における自由遊び

昭和二十六年（一九五一年）九月、サンフランシスコ講和条約が結ばれるとともに、わが国の独立回復をきっかけとして、教育界でも全面的にこれまでのあり方について再検討する気運が高まってきた。幼稚園の保育内容についても、「保育要領」を実施した経験やその後の研究結果などから改善が要望されるようになつた。

一方、このころから戦後のベビーブームの影響と一般社会の幼

児教育に対する認識の高まりから、幼稚園に入園を希望する児童が急激に増加してきたため、新たに幼稚園を設置しようとする者が多くなってきた。しかし、幼稚園の設置に必要な基準が明確でなかったため、設置基準の制定が望まれた。昭和二十七年（一九五二年）五月に文部省は、取りあえず次官通達をもって「幼稚園基準」を示した。この中で「幼稚園の教育課程は、文部省の編集に係る幼稚園教育要領を基準とする。」とし、備考として「教育

課程中「幼稚園教育要領」とあるは、幼稚園教育要領が刊行されるまで『保育要領』をもつてこれにかえるものとする。」という但し書きを述べた。

また、昭和二十八年（一九五三年）十一月には「学校教育法施行規則」の一部改正が行われ、第七十六条の中の「保育要領」を「幼稚園教育要領」に改められた。そして、昭和三十一年（一九五六年）二月、「幼稚園教育要領」が作成された。

「保育要領」において示された保育内容の十二の項目は、幼児の活動や経験をただら列した観があつて、その内容区分も統一した考え方方が明らかでないうらみがあつたため、幼稚園教育要領では、幼稚園教育の内容をその目的および目標にしたがつて、「健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作」の六つの領域に区分して示している。

「保育要領」において重視されていた「自由遊び」の項目がここではなくなつた。しかし、保育要領では触れていなかつた、幼稚園教育の目的や目標を実現するための「指導計画の作成とその運営」について詳しい説明がされており、その中の「日単位の指導計画」の項で、「自由遊びの時間と、学級としてまとまって活動する時間とのバランスを適切にする。学級としてまとまって活動する場合にも、できるだけ、幼児がのびのびと活動できるよう

な機会を多くする。」と、日案を作成する際に自由遊びについて留意するよう述べられている。

現行「幼稚園教育要領」における自由遊び

更に昭和三十九年（一九六四年）三月には、それまでの経験や研究の結果を生かして、より一層幼稚園教育課程の編成や指導計画の作成を適切にするために、幼稚園教育要領の改訂が行われた。また、これに伴つて「学校教育法施行規則」の一部改正を行つた、「幼稚園の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。」（同施行規則第七十六条）と規定し、改訂された幼稚園教育要領に国家基準的性格を持たせた。これが現行の「幼稚園教育要領」である。

この中には、旧幼稚園教育要領に残っていた「自由遊び」という名称は全く見られないが、「指導上の一般的留意事項(8)」のところに次のような表現がある。

「遊びの指導にあたつては、いろいろな形態や様式の遊びを経験させ、さらにそれを適切に発展させるようにし、幼児が喜んで遊びに集中し、個性をのびのびと發揮できるようにするとともに、経験を広めたり、創意をはたらかせたり、好ましい人間

関係をつくつたり、心情を深めたりすることができるようになります。」

とあり、また同じ一般的留意事項の(9)には、

「幼児がみずから選んで行う経験や活動の指導にあたつては、幼児の興味や欲求をじゅうぶん満足させるようにし、必要によつては教師も参加したり援助したりして、その経験や活動が効果的に発展するように配慮すること。また、グループで行う経験や活動の指導にあたつては、グループの一員として安定感をもつて相互に力を合わせるとともに、個々の幼児の興味や欲求に留意しながら、必要によつては教師も参加して、その経験や活動が効果的に発展するように配慮すること。さらに学級全体で行う経験や活動を指導するにあたつては、望ましい共通の経験をもたせるとともに、個々の幼児の興味や欲求にも注意して、いずれの幼児もそれに喜んで参加できるように適切に配慮すること。」

とあり、「幼児がみずから選んで行う経験や活動」という表現を用いて、「グループで行う経験や活動」や「学級全体で行う経験や活動」と区別している。しかし、これは幼稚園で幼児が実際に経験や活動をするときの仕方を、「ひとりで・グループで・学級全体で」という三つの類型に分けたものであつて、幼児に経験や

活動を行わせる教師の立場からいえば、指導の形態とみることもできる。したがって、ここでいう「幼児がみずから選んで行う経験や活動」は、幼児が、みずから選んでひとりで行う経験や活動のことであり、従来の「一斉保育」や「設定保育」と対照的にとらえる「自由遊び」の概念とは発想が異なるのである。

結語

明治九年十一月、東京女子師範学校附屬幼稚園が創設されて以来、今日まで一世紀近くなるが、その間、わが国の幼稚園教育は時代の推移に伴つて幾多の変遷を経てきた。幼稚園の保育内容や指導方法の面についても例外ではなかつた。ここでは、保育内容としての「自由遊び」がどのような移り変わりを経て今日に至つたか、その変化の跡を振り返つてみた。その結果を要約すれば、次のようなになるだろう。

一、創設期

1 明治の初期においては、東京女子師範学校附屬幼稚園が他の幼稚園の模範とされたが、そこで行われた保育内容と方法はフレーベルの教育法によるもので、恩物が中心をなしていた。一日の保育時間は四時間で、小学校の授業時間割のように、二十分ない

し三十分」とに区切つて保育科目的指導を行つてゐた。午前と午後にそれぞれ「戸外遊」という自由遊びの時間が設けられていたが、これは休憩時間的な性格のものであつた。

2 明治十四年六月の保育科目改正にあたつては、「室外ニ於ケル随意ナ遊嬉」すなわち自由遊びの重要性が「保育ノ要旨」で強調された。

3 明治十二年四月に設立された鹿児島幼稚園では、体操・遊戯が重んじられ、「自由遊戲」の時間が毎日三十分間ずつ設けられた。

4 明治十二年五月に開設された大阪府立模範幼稚園では、月曜日から金曜日まで毎日一時間ずつ「自由遊」の時間が設けてあつた。

5 明治十三年六月に開設された愛珠幼稚園（大阪）では、土曜日を除く毎日、午後に一時間「自由遊」の時間を設けていた。

二、基礎確立期

1 明治三十二年六月に初めて幼稚園関係の法令「幼稚園保育及設備規程」が制定され、保育内容として、遊戯・唱歌・談話・手技のいわゆる「保育四項目」が定められた。その一つである遊戯は隨意遊嬉と共同遊嬉とに分けられたが、前者は自由遊びのこと

であった。

2 明治三十三年八月、「小学校令」が改正され、その施行規則が制定されるに及んで、前記の「幼稚園保育及設備規程」はほとんどそのまま、その中に組み入れられた。

3 明治三十九年四月に定められた「女子高等師範学校附属幼稚園保育要項」では、保育四項目のうち「遊嬉」を重視し、一日の保育時間の四分の三をこれにあてた。また、「隨意遊嬉」すなわち自由遊びの教育的意義を認め、これを特に重視した。

4 明治四十年前後からは、欧米の新しい教育理念が導入されて從来の保育法への批判となり、いわゆる自由保育・統合主義保育となって幼稚園教育界へはいつてきた。

5 明治四十四年七月には、「小学校令」および「小学校令施行規則」が改正され、從来の保育項目の規定が削られた。これにより大正時代の保育内容は「遊戯」ことに「自由遊び」や「遊び」に重点をおく傾向が強まつた。

四、充実期

1 昭和二十二年三月および同年五月に、「学校教育法」と「學校教育法施行規則」が定められて、幼稚園は新たに「學校」として発足した。これに伴つて、その目的・目標も家庭教育の補助的な役割ということから、幼児を対象とする学校教育としての使命を果たすように改められた。

2 昭和二十三年二月、学校教育法および同法施行規則の規定に基づいて、文部省から「保育要領」が出された。ここでは、保育

れ、「保育五項目」以外の保育活動も適当に行なつてもよい、ある程度ゆとりのある保育内容が教師独自の判断で行えるようになつた。

2 形式的な恩物主義や注入主義の保育に対する批判として、倉橋惣三氏らの「誘導保育」の運動が広まり、自由主義的・生活主義的、児童中心主義的な「自由遊び」を基本とする保育が盛んになつた。

3 昭和十年前後から、わが国はだんだん戦時態勢にはいつていき、幼稚園もその影響を受けて戦時色が濃くなつたが、小学校（国民学校）以上の学校教育に比べると、その影響は比較的少なく、自由な空気は残つていたようである。

三、発展変動期

1 幼稚園単独の勅令「幼稚園令」および「幼稚園令施行規則」(文部省令)が公布された大正十五年四月からは、保育内容として、以前の保育四項目のほかに新たに「観察」と「等」が加えら

内容を「楽しい幼児の経験」として「自由遊び」を含む十二項目

に分けた。そして、なかでも「自由遊び」を重視し、自由保育の保育形態を基調とした。

3 「保育要領」全体を通じて流れている幼児中心主義・自由主義保育・個性主義保育について、その後さまざまな批判がなされ改善が要望されるようになり、昭和三十一年二月には「幼稚園教育要領」が作成された。ここでは、保育内容は健康・社会・自然・言語・音楽リズム・絵画製作の六領域にまとめられ、「保育要領」では重視されていた「自由遊び」の項目がなくなつた。

4 更に昭和三十九年に改訂された現行の「幼稚園教育要領」では、「自由遊び」という名称が全く影をひそめたが、それとともに、国家基準として全体に自由な空気が希薄になり、統制的・画一的・一斉指導的なおいが濃くなつてきたように思えるが、これは保育方法や保育形態のあり方とも密接に関連する事柄で、今後のわが国の幼稚教育全体の進歩発展のためにも一考を要する問題であろう。

(大阪樟蔭女子大学)

参考文献

倉橋惣三・新庄よしこ共著「日本幼稚園史」フレーベル館 昭和三十一年

津守・真・久保いと・本田和子共著「幼稚園の歴史」厚生閣 昭和三十四年

小川正通著「世界の幼児教育」明治図書 昭和四十一年
日本保育学会編「日本幼児保育史」(第一巻・第二巻・第三巻・第四巻) フレーベル館 昭和四十三—四十六年

文部省編「幼稚園教育九十年史」ひかりのくに昭和出版 昭和四十四年

基督教保育連盟編「日本キリスト教保育八十年史」基督教保育連盟 昭和四十一年